様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月5日

枚方市長　　殿

提出者

住所　大阪府大阪市北区堂島2丁目1番16号

氏名　株式会社フジタ　大阪支店

上席執行役員支店長　伏島 豊太

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　06-6348-4510

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社フジタ　大阪支店
事業場の所在地	大阪府大阪市北区堂島2丁目1番16号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	０６　総合工事業
②事業の規模	33,050百万（令和4年度大阪支店完成工事高）
③従業員数	400人　（令和5年４月１日現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添１　処理工程図のとおり

（日本産業規格　Ａ列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）
別添２　管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
排　出　量	720.00　t	1.22　t

（これまでに実施した取組）
・梱包材の簡素化。
・実寸発注の実施。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
排　出　量	648.00　t	1.10　t

（今後実施する予定の取組）
・ユニット化の推進。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・特定建設資材廃棄物の分別の徹底、石綿含有廃棄物とその他の廃棄物の分別の徹底を行っている。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・上記の他、石膏ボード、金属くずについても分別を実施。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

木くず	繊維くず	ガラス陶磁器等くず	廃石膏ボード
484.56　t	4.60　t	3.40　t	13.65　t

②計画

木くず	繊維くず	ガラス陶磁器等くず	廃石膏ボード
436.10　t	4.14　t	3.06　t	12.29　t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

コンクリート片	アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物（安定型）
2,575.25　t	492.00　t	30.00　t	4.55　t

②計画

コンクリート片	アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物（安定型）
2,317.73　t	442.80　t	27.00　t	4.10　t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

建設混合廃棄物（管理型）	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品	
102.18　t	4.68　t	0.22　t	t

②計画

建設混合廃棄物（管理型）	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品	
91.96　t	4.21　t	0.20　t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
	①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	－	
		自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	－　t	t
		（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	－	
		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	－　t	t
		（今後実施する予定の取組） ・現在のところ、自ら再生利用を行う予定はありません。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
	①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	－	
		自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	－　t	t
		自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	－　t	t
		（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	－	
		自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	－　t	t
		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	－　t	t
		（今後実施する予定の取組） ・現在のところ、自ら中間処理を行う予定はありません。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	―	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	― t	t

（これまでに実施した取組）
・特に実施していない。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	―	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	― t	t

（今後実施する予定の取組）
・現在のところ、自ら埋立又は海洋投入処分を行う予定はありません。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
全処理委託量	720.00 t	1.22 t
優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
再生利用業者への処理委託量	720.00 t	1.22 t
認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t

（これまでに実施した取組）
・処理委託契約にあたり、書面及び処分委託先の現地確認により、許可条件に適合していることを確認し、書面により契約を行っている。
・再生処理能力の優れている会社を優先的に選定している。
・電子マニフェスト導入済みの会社を優先的に選定している。

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

木くず	繊維くず	ガラス陶磁器等くず	廃石膏ボード
484.56 t	4.60 t	3.40 t	13.65 t
3.31 t	0.60 t	0.00 t	6.60 t
484.56 t	4.60 t	3.40 t	13.65 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

コンクリート片	アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物（安定型）
2,575.25 t	492.00 t	30.00 t	4.55 t
40.00 t	110.00 t	0.00 t	2.99 t
2,575.25 t	492.00 t	30.00 t	4.55 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

建設混合廃棄物（管理型）	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品	
102.18 t	4.68 t	0.22 t	t
87.49 t	0.00 t	0.00 t	t
102.18 t	0.00 t	0.22 t	t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	t

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td>
【目標】
<table>
<tr><td colspan="2">産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td>廃プラスチック類</td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>648.00 t</td><td>1.10 t</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>0.00 t</td><td>0.00 t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>648.00 t</td><td>1.10 t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>0.00 t</td><td>0.00 t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>0.00 t</td><td>0.00 t</td></tr>
</table>
（今後実施する予定の取組）
・業者認定に当たり、優良認定（確認）を受けた業者の採用を検討する。
・優良認定（確認）を受けていない業者についても優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル記載の優良基準に照らして採否を検討する。
・再生可能な廃棄物については、再生処理能力の高い業者の利用を引き続き行うほか、熱回収施設設置者認定を受けた業者についても採用を検討する。
</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td></td></tr>
</table>

②計画

木くず	繊維くず	ガラス陶磁器等くず	廃石膏ボード
436.10 t	4.14 t	3.06 t	12.29 t
2.98 t	0.54 t	0.00 t	5.94 t
436.10 t	4.14 t	3.06 t	12.29 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

②計画

コンクリート片	アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物（安定型）
2,317.73　t	442.80　t	27.00　t	4.10　t
36.00　t	99.00　t	0.00　t	2.69　t
2,317.73　t	442.80　t	27.00　t	4.10　t
0.00　t	0.00　t	0.00　t	0.00　t
0.00　t	0.00　t	0.00　t	0.00　t

②計画

建設混合廃棄物（管理型）	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品	
91.96　t	4.21　t	0.20　t	t
78.74　t	0.00　t	0.00　t	t
91.96　t	0.00　t	0.20　t	t
0.00　t	0.00　t	0.00　t	t
0.00　t	0.00　t	0.00　t	t

備考

１　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

６　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

７　※欄は記入しないこと。

別添１ 処理工程図

解体工事、建築物の修繕・模様替え工事	
廃プラスチック類	再生処理業者に委託して、再生プラスチック原料、固形燃料、セメント原燃料として再資源化
紙くず	再生委託業者に委託して、製紙原料、固形燃料、セメント原燃料として再資源化
木くず	再生処理業者に委託して、製紙原料、木質ボード原料、固形燃料、堆肥として再資源化
金属くず	有価物として、再生業者に売却し再資源化
廃油	再生処理業者に委託して、再生油（燃料等）として再資源化
ガラスくず	再生処理業者に委託して、ガラス材料、舗装材料、セメント材料として再資源化
陶磁器くず	再生処理業者に委託して、再生路盤材として再資源化
がれき類	再生処理業者に委託して、再生砕石、再生砂、アスファルト再生合材として再資源化
建築物（工作物）の新築・増築工事	
汚泥	再生処理業者に委託して、再生砂、土壌改良剤、肥料、セメント原料として再資源化
その他の廃棄物	解体工事の場合と同様に処理して再資源化

別添２ 管理体制図

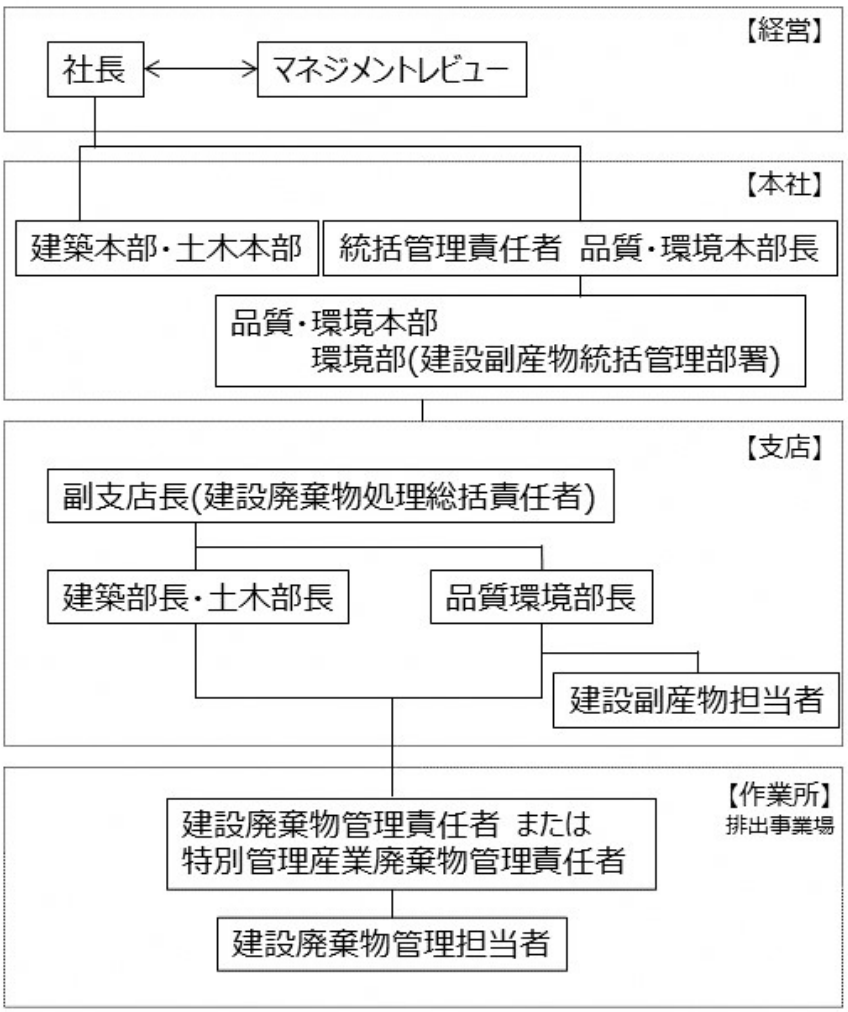
【経営】
社長
マネジメントレビュー
【本社】
建築本部・土木本部
統括管理責任者 品質・環境本部長
品質・環境本部
環境部(建設副産物統括管理部署)
【支店】
副支店長(建設廃棄物処理総括責任者)
建築部長・土木部長
品質環境部長
建設副産物担当者
【作業所】
排出事業場
建設廃棄物管理責任者 または
特別管理産業廃棄物管理責任者
建設廃棄物管理担当者